

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>(従属業務等) 第三十五条 (略)</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。 一～十二 (略)</p> <p>十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>十四～三十一 (略)</p> <p>三～七 (略)</p>	<p>(従属業務等) 第三十五条 (略)</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。 一～十二 (略)</p> <p>十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>十四～三十一 (略)</p> <p>三～七 (略)</p>

<p>(許可申請書のその他の添付書類)</p> <p>第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一〜十</p> <p>(削る)</p> <p>十一〜十三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十四 (略)</p>	<p>(許可申請書のその他の添付書類)</p> <p>第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一〜十</p> <p>十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面</p> <p>十二〜十四 (略)</p> <p>十五 特定信用事業代理業に係る業務が定款(これに準ずるものを含む。)の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>十六 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。</p> <p>一～十（略） 十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ（略） ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。</p> <p>一～十（略） 十一 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ロ（略） （新設） （新設） ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p>

十二～二十八 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十 (略)

(削る)

十一～十三 (略)

(削る)

十二～二十八 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十 (略)

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面

十二～十四 (略)

十五 特定信用事業代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面

十六 (略)

十四 (略)

改正案	現行
<p>(従属業務等) 第九十七条 (略)</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>二十一 三十九 (略)</p>	<p>(従属業務等) 第九十七条 (略)</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 株式に係る配当を受け取り、又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p> <p>二十一 三十九 (略)</p>

3
3
7 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 十 (略)

(削る)

十一 十三 (略)

(削る)

3
3
7 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 十 (略)

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面

十二 十四 (略)

十五 農林中央金庫代理業に係る業務が定款(これに準ずるものを含む。)の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面

十六 (略)

十四 (略)